

青警本運免第1293号
青警本交指第287号
平成29年3月1日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

聴覚障害者の運転免許の取得等に関する運用上の留意事項について
道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）、道路交通法施行令の
一部を改正する政令（平成28年政令第258号）及び道路交通法施行規則の一部を改
正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）により、聴覚障害者の準中型免許の取
得に関する規定等が設けられ、これらの規定については平成29年3月12日から施行
することとされた。

聴覚障害者の運転免許取得に係る運用については、これまで「聴覚障害者の運転
免許の取得等に関する運用上の留意事項について」（平成23年11月24日付け青警本
運免第1041号、青警本交指第453号。以下「旧通達」という。）によることとして
きたところであるが、この度、聴覚障害者が準中型自動車についても運転するこ
とができることとされたこと等に伴い、別紙のとおり運用上の留意事項を改め、平成
29年3月12日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、改正府令施行に係る事前広報、指定自動車教習所に対する指導等の事前対
策は直ちに開始すること。

本通達の実施をもって、旧通達は廃止するので誤りのないようにされたい。

担当 運転免許課試験教習所係
交通指導課指導取締係

別紙

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 「府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第49号)による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- 「届出規則」 : 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)
- 「聴覚障害者」 : 両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない者
- 「聴覚障害者等」 : 聴覚障害者及び聴力に不安があるため試験、講習及び教習を受けるに当たり安全を確保するための特別の対応を受けることを希望する者
- 「特定後写鏡等」 : 運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置
- 「特定後写鏡等条件」 : 準中型自動車又は普通自動車を運転する場合には、特定後写鏡を使用すべきこととする条件
- 「補聴器使用者」 : 補聴器を用いて両耳の聴力が府令第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準に達する者
- 「補聴器条件」 : 聴力を府令第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件
- 「免許」 : 運転免許
- 「免許証」 : 運転免許証
- 「準中型車講習」 : 準中型免許を受けようとする者に対する準中型免許に係る自動車の運転に関する講習
- 「普通車講習」 : 普通免許を受けようとする者に対する普通免許に係る自動車の運転に関する講習
- 「大型二輪車講習」 : 大型二輪免許を受けようとする者に対する大型二輪免許に係る自動車の運転に関する講習
- 「普通二輪車講習」 : 普通二輪免許を受けようとする者に対する普通二輪免許に係る自動車の運転に関する講習
- 「原付講習」 : 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

第1 新たに免許を受けようとする聴覚障害者等への対応

1 大型二輪免許等を受けようとする場合

大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を受けようとする者にあっては、聴力に係る適性試験を行わないこととなるが、聴力に不安のある者に対しては、試験実施中の安全を確保するための特別の対応をする必要がある。そこで、受付時においては、試験実施中の安全を確保するための特別の対応を希望する者が書面においてその旨を申し出ができるよう、必要な措置を講ずること。

また、指定自動車教習所及び届出自動車教習所が行う教習等においても同様の対応がなされるよう、各自動車教習所を指導すること。

2 技能試験

聴覚障害者等に対して行う技能試験の実施基準については、他の者と同一となるが、技能試験実施前には、走行するコースや試験実施上の注意事項について丁寧かつ分かりやすく説明し、また、試験中に行う指示については、簡単な手話や指示カード、筆談ボード等を使用して確実に伝達できるような措置を講ずることとした上で、次の事項について留意すること。

(1) 準中型免許に係る技能試験の場合

準中型免許に係る技能試験に使用する特定後写鏡等は、標準試験車についてはサイドミラーに取り付ける補助ミラー（以下「補助ミラー」という。）とし、持込み車両については車両の形状等に応じてワイドミラー、補助ミラー又は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条第2項に規定する後方等確認装置（以下「後方等確認装置」という。）とすること。

(2) 普通免許に係る技能試験の場合

普通免許に係る技能試験に使用する特定後写鏡等は、標準試験車についてはワイドミラーとし、持込み車両については車両の形状等に応じてワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置とすること。

(3) 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能試験の場合

技能試験の実施に当たっては、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、試験官が近距離で追尾する方式、又は、無線による意思伝達装置を使用する方式により試験を行うなどの措置を講ずることにより、受験者の安全を確保すること。

3 取得時講習

(1) 準中型車講習又は普通車講習

準中型車講習又は普通車講習については、ワイドミラー又は補助ミラーの取付方法及び使用方法について指導を行うこと。

(2) 大型二輪車講習等

大型二輪車講習、普通二輪車講習及び原付講習については、聴覚障害者等を含む受講者に対する集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

4 指定自動車教習所における教習

次の事項について指定自動車教習所を指導すること。

- (1) 聴覚障害者等に対して行う教習のうち、準中型免許又は普通免許に係る教習については、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法についての指導を行うこと。また、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習については、聴覚障害者等もその他の教習生と同一の教習内容と教習時限となるが、運転する際に生じる死角と直接目視の重要性についての教習を行うとともに、聴覚障害者等を含む教習生に対する集団教習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保すること。
- (2) 手話、筆談その他教習生との意思疎通を図るために適切な方法を取り入れるとともに、あらかじめディスカッション等の内容について資料を配付するなどし、分かりやすい指導に努めること。また、教材については、振り仮名つき教本、字幕入り教習ビデオの活用等に努め、字幕が入っていないビデオ教材を使用する場合には、教材のあらすじを事前に配付するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講ずること。

このほか、磁気ループ、要約筆記者、手話通訳について、地域の実情等に応じ可能な範囲で手当てるほか、要約筆記者の同席や聴覚障害者等の席順についても必要な配意をすること。

なお、聴覚障害者等に対する教習を実施する指定自動車教習所の把握に引き続き努めること。

5 公安委員会の指定を受けた届出自動車教習所が行う教習の課程に係る教習

次の事項について、公安委員会の指定を受けた教習の課程を行っている届出自動車教習所を指導すること。

- (1) 聴覚障害者等に対して行う教習のうち、準中型免許又は普通免許に係る教習については、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法についての指導を行うこと。また、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習については、聴覚障害者等もその他の者と同一の教習内容と教習時限となるが、聴覚障害者等を含む教習生に対する集団教習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保すること。
- (2) 手話、筆談その他教習生との意思疎通を図るために適切な方法を取り入れるとともに、あらかじめディスカッション等の内容について資料を配付するなどし、分かりやすい指導に努めること。また、教材については、振り仮名つき教本、字幕入り講習ビデオの活用等に努め、字幕が入っていないビデオ教材を使用する場合には、教材のあらすじを事前に配付するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講ずること。

このほか、磁気ループ、要約筆記者、手話通訳について、地域の実情等に

応じ可能な範囲で手当てるほか、要約筆記者の同席や聴覚障害者の席順等について必要な配意をすること。

なお、聴覚障害者に対する教習を実施する公安委員会の指定を受けた教習の課程を行っている届出自動車教習所の把握に引き続き努めること。

6 小型特殊自動車等を運転することができる免許を取得する者に対する安全教育

補聴器使用者及び聴覚障害者等で小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる免許（大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許を除く。）を取得する者に対して、引き続き小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転する際に生じる死角と直接目視の重要性についての安全教育を行うこと。

7 免許取得の際の説明

聴覚障害者等が免許取得に関し、運転免許試験場等に事前相談や申請に訪れた際には、適性相談窓口等において、当該聴覚障害者等が希望する条件について聴取するとともに、付される条件の内容について十分に説明を行うこと。

第2 特定後写鏡等条件

1 特定後写鏡等の使用

聴覚障害者が準中型自動車又は普通自動車を安全に運転するためには、特定後写鏡等を適切に活用することにより、後方視野を十分に確保し、車両斜め後方の死角を解消することが必要である。具体的には、後方から緊急自動車が接近してきた場面や通常の後写鏡では死角となる斜め後方（右ハンドル車にあっては左斜め後方を、左ハンドル車にあっては右斜め後方をいう。以下同じ。）を原動機付自転車が走行しているときに当該原動機付自転車の側に進路変更しようとする場面等において、当該緊急自動車や当該原動機付自転車を特定後写鏡等を適切に使用して確認することが必要となる。

2 特定後写鏡等の規格

特定後写鏡等については、府令第23条第1項の表聴力の項第2号において「運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転席から容易に確認できることとなる後写鏡その他の装置」と規定されているが、具体的には、ワイドミラーについては、運転者席から、後面ガラスを通して後方を確認でき、運転者席より後方の側面ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければならないことが目安となる。特に、斜め後方については、進路を変更しようとするときに斜め後方の死角に入ることが考えられる車両のうち最も車体が小さい原動機付自転車を確認できることを前提としていることから、当該準中型自動車又は普通自動車の後面ガラスと側面ガラスの間に柱（ピラー）等よりも前方にある側面ガラスを通して確認できるものでなければならない。

また、サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転者席から、運転者席側補助ミラーに反射させることで後方を確認でき、運転者側と反対側の

補助ミラーに反射させることで斜め後方を確認できるものでなければならないことが目安となる。具体的には、運転席側補助ミラーは、後方を走行する緊急車両の赤色の警光灯を確認できるものであること、運転席と反対側の補助ミラーは、運転席と反対側の標準ミラーによる視野を補うものであることが基準となる。

加えて、後写鏡以外の装置については、特定後写鏡により確保することとしている視野の範囲と同等以上の範囲を確認できる後方等確認装置であることが必要である。具体的には、当該装置に係る車室内のモニターに映し出された画像により、後方及び斜め後方を確認できるものであり、後方については、後方から進行してくる自動車等の有無を確認でき、斜め後方については、進路を変更しようとするときに通常の後写鏡では斜め後方の死角に入り得る車両のうち最も車体が小さい原動機付自転車を確認できるものであることが基準となる。

なお、これら特定後写鏡等の規格について聴覚障害者の免許取得時に説明するとともに、聴覚障害者からの相談に適切に対応すること。

3 条件の記載方法

特定後写鏡等条件を付した場合は、免許証に「特定後写鏡等」などと記載すること。

「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件を付した場合は、免許証に「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」などと記載すること。

4 大型自動二輪車等に関する留意事項

聴覚障害者が大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転する場合には、特定後写鏡等は不要であることに注意すること。

第3 補聴器使用者に対する具体的な対応

1 新たに普通自動車対応免許を受けようとする補聴器使用者に対する取扱い

(1) 新たに準中型免許又は普通免許を受けようとする補聴器使用者への対応

新たに準中型免許又は普通免許を受けようとする補聴器使用者から補聴器を使用しないときも運転したい旨の申出があった場合には、聴覚障害者に対するものと同一の教習又は準中型車講習若しくは普通車講習等を行った上で、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件を付すこと。

(2) 準中型免許又は普通免許を受けていない補聴器使用者であって新たに準中型免許又は普通免許以外の普通自動車対応免許を受けようとする補聴器使用者への対応

準中型免許又は普通免許を受けていない補聴器使用者であって新たに準中型免許又は普通免許以外の普通自動車対応免許を受けようとする者から補聴

器を使用しないときも運転したい旨の申出があった場合には、補聴器条件が付された準中型免許又は普通免許以外の普通自動車対応免許を受けた後に、臨時適性検査と安全教育を行った上で、補聴器条件を、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件に変更すること。なお、この場合の臨時適性検査及び安全教育については、新たにワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法についての教育を行うこと。

2 補聴器条件が付された普通自動車対応免許を受けている補聴器使用者への対応

補聴器条件が付された普通自動車対応免許を受けている補聴器使用者から補聴器を使用しないときも運転したい旨の申出があった場合には、1(2)と同様、臨時適性検査と安全教育を行った上で、補聴器条件を、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件に変更すること。

3 補聴器条件が付された普通自動車を運転することができる仮免許を有している者への対応

補聴器条件が付された普通自動車を運転することができる仮免許を有している者から補聴器を使用しないときも運転したい旨の申出があった場合には、補聴器条件が付された普通自動車対応免許を受けた後に、1(2)と同様、臨時適性検査と安全教育を行った上で、補聴器条件を、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件に変更すること。

4 大型二輪車等を運転しようとする補聴器使用者への対応

補聴器使用者で、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を受けている者については、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転する場合は、補聴器の使用は不要であるが、これらの車両を運転するに当たって補聴器を使用しない運転に不安がある者に対しては、補聴器を使用してこれらの車両を運転するよう指導すること。

第4 広報啓発等の推進

1 新制度について県民に周知を図るための広報啓発

聴覚障害者が普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に加えて準中型自動車を運転できるようになった旨について、広く県民に周知を図るため、ホームページ、広報誌等において積極的に広報を行うこと。

2 聴覚障害者及び関係団体への広報啓発

新制度の概要、聴覚障害者の免許取得手続等について、聴覚障害者への十分な周知を図るため、聴覚障害者団体、特別支援学校等に対する広報啓発を積極的に行うこと。

3 運輸事業者への申入れ等

新制度の円滑な運用のためには、プロドライバーが模範となることが重要であるところ、物流等の事業者に対し、新制度の内容、聴覚障害者への配慮等について継続的に周知を図るよう個別に申入れを行うこと。

また、レンタカー事業者に対し、聴覚障害者が普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車に加えて準中型自動車を運転することができるようになった旨を周知すること。

第5 聴覚障害者の受け入れ態勢の整備

1 免許手続におけるコミュニケーションの確保

専門知識の豊富な職員を窓口に配置するよう努めるとともに、手続に関する表示を分かりやすくしたり、窓口における呼出し方法についての工夫、筆談対応（要約筆記を含む。）等についても必要な配意をすること。

2 適性相談窓口の体制の充実等

運転適性相談や警察署における体制を充実させるなど相談対応を強化するとともに、相談受理状況を確実に記録させ、更なる相談に適切に対応できるようにすること。

3 警察職員に対する教養の徹底

聴覚障害者が普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に加えて準中型自動車を運転できるようになったこと、その場合の準中型免許等に付される条件等について、部外からの問合せへの対応に誤りがないようにすること、また、聴覚障害者等への応対に際し、適切な対応がなされるようにすることについて指導教養を徹底すること。

4 各種講習における配意事項

大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る講習において、聴覚障害者等を含む受講生に対して集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。また、手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方法を取り入れるとともに、あらかじめディスカッション等の内容について資料を配付するなどし、分かりやすい指導に努めること。また、教材については、振り仮名つき教本、字幕入り講習ビデオの活用等に努め、字幕が入っていないビデオ教材を使用する場合には、教材のあらすじを事前に配付するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講ずること。

このほか、磁気ループ、要約筆記者、手話通訳について、地域の実情等に応じ可能な範囲で手当てるほか、要約筆記者の同席や聴覚障害者の席順等についても必要な配意をすること。

5 指定自動車教習所等に対する指導

指定自動車教習所及び届出自動車教習所に対し、3の配意事項について必要な指導を行うこと。

第6 交通指導取締りに当たっての留意事項

1 聴覚障害者標識の表示義務の対象

聴覚障害者標識については、法第71条の6第1項又は同条第2項により、聴覚障害者がそれぞれ準中型自動車又は普通自動車を運転する場合に表示が義務付けられることとされる。しかしながら、補聴器を使用して10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる者が補聴器を使用して運転する場合においては、聴覚障害者標識の表示は不要であり、また、聴覚障害者が大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自動車を運転する場合も表示は不要であることに注意すること。

2 聴覚障害者標識を表示しない行為について

聴覚障害者標識を表示しなければならないこととなる根拠条項は、聴覚障害者については法第71条の6第1項又は同条第2項であり、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件を付された者については法第91条であることから、聴覚障害者標識を表示しない行為に対する罰条の適用に誤りのないよう留意すること。

3 聴覚障害者標識を付した普通自動車に対する幅寄せ等について

「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件を付されている者は、補聴器を使用した場合には聴力が適性検査の基準に達することから、法第71条の6第1項に規定する「準中型自動車を運転することができる免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されているもの」又は法第71条の6第2項に規定する「普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているもの」に該当しないため、聴覚障害者標識を表示している場合であっても、周囲の自動車の運転者による幅寄せ等の禁止の規定（法第71条第5号の4）の適用がないことに留意し、聴覚障害者標識を付した準中型自動車等に対する幅寄せ等があった場合には、幅寄せ等をされた当該準中型自動車等の運転者による聴覚障害者標識の表示が法第71条の6第1項又は同条第2項によってなされたものか、条件によってなされたものかを必ず確認すること。

4 聴覚障害者への対応について

聴覚障害者が普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に加えて準中型自動車を運転できるようになるが、これらの運転者については、交通指導取締りにおいて、警察官の停止の呼びかけ等が聞こえず、応じられない場合があることも念頭に置いて適切に対応すること。

第7 その他

1 聴覚障害者団体等からの要望の把握

聴覚障害者団体等とは意見交換を通じて良好な関係を構築し、その要望等の

把握に努めること。

2 講習内容の充実

各種講習や臨時適性検査等の機会に、聴覚障害者から、聴覚障害者が遭遇する危険場面等について申出があった場合には、その内容に応じ、聴覚障害者の安全な運転に関する講習内容に加えるなどの対応に努めること。